



宮 崎 県 公 報

令和2年7月2日(木曜日) 第 119 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○歳入の徴収の事務の委託…………… (こども政策課) 2	
○民有林の保安林の指定予定 (5件) …… (自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知…………… (“) 3	
○保安林の指定実施要件の変更予定…………… (“) 3	
○土砂災害警戒区域の指定 (2件) …… (砂防課) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) …… (“) 4	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 4	
公 告	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 4	

○県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原 スポーツレクリエーション施設の指定管理者の 指定の申請の公表…………… (観光推進課) 5	
○県営国民宿舎高千穂荘の指定管理者の指定の申 請の公表…………… (“) 6	
○地籍調査に関する事業計画の決定…………… (農村計画課) 6	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 7	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (“) 9	
○土地改良区連合の役員の退任の届出…………… (“) 9	
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) …… (“) 9	
○県立青島亜熱帯植物園並びに県立平和台公園、 特別史跡公園西都原古墳群、宮崎県総合運動公 園及び宮崎県総合文化公園の指定管理者の指定 の申請の公表…………… (都市計画課) 9	
病院局公告	
○入札公告 (2件) …… 10	

告 示

宮崎県告示第 549号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和2年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
江藤 健一 (フレアス在宅マ ッサージ日向施術 所)	日向市江良町3丁目52 -2 2階	令和2年6月10日
山本 喜代美 (フレアス在宅マ ッサージ日向施術 所)	日向市江良町3丁目52 -2 2階	令和2年6月10日
別宮 光明	日向市江良町3丁目52	令和2年6月10日

(フレアス在宅マ ッサージ日向施術 所)	-2 2階	
----------------------------	-------	--

宮崎県告示第 550号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

令和2年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人相愛会桑原記念病院	小林市細野 167番地

2 救急病院等の認定の有効期間

令和2年7月2日から令和5年7月1日まで

宮崎県告示第 551号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和2年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000319	サポートセンター	児湯郡新富町富田	株式会社社脩	宮崎市太田3丁目	令和2年7月1日	児童発達支援

なちゅれ	北2丁目3番地	1番18号
------	---------	-------

宮崎県告示第 552号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
保育士登録業務に係る手数料	社会福祉法人日本保育協会	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 553号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字楮株82-18
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字楮株82-18（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 554号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字伊比井字向鶯巢2877、2878、2931、2932
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字向鶯巢2877・2878・2931・2932（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 555号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町潟上字松之尾 10291-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字松之尾 10291-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 556号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 小林市須木鳥田町字古屋敷3429-38、3429-39
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 557号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 小林市須木鳥田町字松尾 3218-39、3253-1
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 558号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷神門字北又江ノ原1682-7、1686-1、1692
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 559号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第 401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
- 昭和41年1月28日宮崎県告示第57号、昭和41年5月13日宮崎県告示第 387号、昭和56年10月13日宮崎県告示第1330号、昭和57年

11月12日宮崎県告示第1317号、昭和58年1月7日宮崎県告示第6号、昭和59年2月21日宮崎県告示第 221号、昭和59年12月11日農林水産省告示第2384号、平成元年7月7日宮崎県告示第 789号、平成4年5月29日宮崎県告示第 657号、平成4年5月29日宮崎県告示第 658号、平成4年11月5日宮崎県告示第1128号、平成9年7月3日宮崎県告示第 702号、平成10年8月3日宮崎県告示第 771号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 560号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	生目台東一丁目-3	II-1-4138	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 561号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 農 町	丸 溝 川	08-406-1-006	土 石 流
	下中河原谷川	08-406-2-009	土 石 流
	心見上肥-2	II-1-6294	急傾斜地の崩壊

心見上肥-3	II-1-6296	急傾斜地の崩壊
山 末	II-1-6297	急傾斜地の崩壊
堀の内-2	II-1-6298	急傾斜地の崩壊
白 水	II-1-6316	急傾斜地の崩壊
大 人 形	II-1-6318	急傾斜地の崩壊
鯨 橋 北	II-1-6319	急傾斜地の崩壊
堀の内-3	II-1-6352	急傾斜地の崩壊
内野後原-2	II-2-0380	急傾斜地の崩壊
山下-4	III-1-9587	急傾斜地の崩壊
朝 草	III-1-9588	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 562号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	生目台東一丁目-3	II-1-4138	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 563号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都農町	丸溝川	08-406-1-006	土石流
	心見上肥-2	II-1-6294	急傾斜地の崩壊
	心見上肥-3	II-1-6296	急傾斜地の崩壊
	山 末	II-1-6297	急傾斜地の崩壊
	堀の内-2	II-1-6298	急傾斜地の崩壊
	白 水	II-1-6316	急傾斜地の崩壊
	大 人 形	II-1-6318	急傾斜地の崩壊
	鯨 橋 北	II-1-6319	急傾斜地の崩壊
	堀の内-3	II-1-6352	急傾斜地の崩壊
	内野後原-2	II-2-0380	急傾斜地の崩壊
	山下-4	III-1-9587	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 564号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(小林)2020-2	株式会社小堀不動産代表取締役小堀貴志	小林市水流迫字小林原1065番11	6.00	15.14	令和2年6月19日

公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和2年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
100ℓ券30枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
100ℓ券G 3905961～G 3905990
- 4 有効期間
令和元年11月29日から令和2年11月28日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
都城農業協同組合 有水給油所
- 6 紛失年月日
令和2年6月11日

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和2年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
県営国民宿舎 えびの高原荘	えびの市大字末永 1489番地	国民の健全なレクリエーションの健康増進に資するための施設
県営えびの高原スポーツレクリエーション施設		県民の健全なスポーツレクリエーションと体力の向上に資するとともに、国立公園の利用促進と本県観光の振興に寄与するための施設

- 2 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 - (1) 県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設（以下「えびの高原施設」という。）の利用に関する業務
 - (2) えびの高原施設の維持及び保全に関する業務
 - (3) えびの高原施設に係る事業計画、決算等の業務
 - (4) その他県営国民宿舎えびの高原荘・県営えびの高原スポーツレクリエーション施設指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
公の施設に関する条例第10条の4並びに宮崎県営国民宿舎管理規則（平成17年宮崎県規則第74号）第11条及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設管理規則（平成17年宮崎県規則第73号）第11条に規定する管理の基準による。

- 5 指定管理者の指定方法
知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
 - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有するなど、県内に責任者を配置し、緊急時等にも迅速に対応できる体制が整備されている、又は整備すること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
 - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
 - (1) 利用者の平等な利用が確保されていること。
 - (2) 事業計画の内容が、えびの高原施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - (3) 事業計画の内容が、えびの高原施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
 - (5) 事業計画の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法
提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営国民宿舎等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
 - (1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部観光推進課管理担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7104
 - (2) 配布期間 令和2年7月2日から令和2年9月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送すること（郵便にあつては、書留郵便に限るものとし、提出期間内に必着のこと。）。
 - (2) 提出期間 令和2年8月7日から令和2年9月3日まで（土

曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
宮崎県商工観光労働部観光推進課管理担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7104

- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県営国民宿舎高千穂荘の指定管理者の指定の申請の申請について次のとおり公表する。

令和2年7月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
 - (1) 名称 県営国民宿舎高千穂荘（以下「高千穂荘」という。）
 - (2) 所在地 西臼杵郡高千穂町大字三田井字御塩井1037番地の4
 - (3) 設置目的 国民の健全なレクリエーションの健康増進に資するための施設
- 2 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 - (1) 高千穂荘の利用に関する業務
 - (2) 高千穂荘の維持及び保全に関する業務
 - (3) 高千穂荘に係る事業計画及び決算等の業務
 - (4) その他県営国民宿舎高千穂荘指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県営国民宿舎管理規則（平成17年宮崎県規則第74号）第11条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
 - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有するなど、県内に責任者を配置し、緊急時等にも迅速に対応できる体制が整備されている、又は整備すること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 利用者の平等な利用が確保されていること。
- (2) 事業計画の内容が、高千穂荘の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画の内容が、高千穂荘の管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- (4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営国民宿舎等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部観光推進課管理担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7104
- (2) 配布期間 令和2年7月2日から令和2年9月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送すること（郵便にあつては、書留郵便に限るものとし、提出期間内に必着のこと。）。
- (2) 提出期間 令和2年8月7日から令和2年9月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県商工観光労働部観光推進課管理担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7104

- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

令和2年7月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調査地域
宮崎市	宮崎市大字熊野・折生迫・内海・糸原、清武町加納・木原
都城市	都城市吉之元町
延岡市	延岡市川島町、北方町地番区域未、北川町川

日南市	内名、北浦町三川内 日南市大字酒谷・富士・東弁分・伊比井・上方	監事	芝吹清	東諸県郡国富町大字八代北俣1787番地5
小林市	小林市北西方・真方	(任期：令和4年3月31日まで)		
日向市	日向市美々津町、東郷町迫野内	2 退任した役員		
串間市	串間市大字奈留・本城・市木	役名	氏名	住所
西都市	西都市大字鹿野田	理事	寺田睦生	東諸県郡国富町大字八代南俣3685番地2
えびの市	えびの市大字永永・原田	理事	青木幸夫	東諸県郡国富町大字八代北俣2303番地3
国富町	東諸県郡国富町大字八代南俣・深年・宮王丸	理事	黒木千年	東諸県郡国富町大字八代南俣3746番地
綾町	東諸県郡綾町大字入野・南俣	理事	福田誠	東諸県郡国富町大字八代北俣1930番地
西米良村	児湯郡西米良村大字村所	理事	大野貴雄	東諸県郡国富町大字八代南俣1237番地
椎葉村	東臼杵郡椎葉村大字大河内・不土野	理事	河野公寿	東諸県郡国富町大字八代北俣1845番地1
美郷町	東臼杵郡美郷町南郷上渡川・南郷中渡川	理事	矢野勇次	東諸県郡国富町大字八代北俣1903番地1
高千穂町	西臼杵郡高千穂町大字向山	理事	馬登正信	東諸県郡国富町大字八代南俣3790番地1
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡	監事	高橋信弘	東諸県郡国富町大字八代北俣2044番地1
南那珂森林組合	串間市大字都井・市木	監事	芝吹清	東諸県郡国富町大字八代北俣1787番地5
2 調査期間 令和2年5月26日から令和3年3月31日まで		土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、薩摩原土地改良区(国富町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。 令和2年7月2日 宮崎県知事 河野俊嗣		
1 就任した役員		1 就任した役員		
役名	氏名	住所		
理事	寺田睦生	東諸県郡国富町大字八代南俣3685番地2		
理事	馬登正信	東諸県郡国富町大字八代南俣3790番地1		
理事	黒木千年	東諸県郡国富町大字八代南俣3746番地		
理事	中須純一	東諸県郡国富町大字八代北俣1889番地1		
理事	中須寛年	東諸県郡国富町大字八代北俣1921番地3		
理事	高橋裕次	東諸県郡国富町大字八代南俣3704番地		
理事	関師邦彦	西都市大字上三財2688番地2		
理事	芋高信弘	東諸県郡国富町大字八代北俣2124番地39		
監事	高橋信弘	東諸県郡国富町大字八代北俣2044番地1		
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、下本庄土地改良区(国富町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。 令和2年7月2日 宮崎県知事 河野俊嗣		1 就任した役員		
役名	氏名	住所		
理事	兒玉貞利	東諸県郡国富町大字本庄2080番地3		
理事	長友和昭	東諸県郡国富町大字本庄2736番地2		

理 事	眞瀬田 勝 義	東諸県郡国富町大字本庄2100番地 1
理 事	岩 切 健 二	小林市野尻町東麓2531-7 野尻 ハイッ 206号
理 事	郡 敏	東諸県郡国富町大字本庄4523番地 15
理 事	中 原 慎 也	東諸県郡国富町大字本庄7092番地
理 事	岩 切 宏 樹	東諸県郡国富町大字本庄4267番地
理 事	服 部 宗 明	東諸県郡国富町大字宮王丸 438番 地
監 事	岩 切 徳 充	東諸県郡国富町大字本庄1735番地 41
監 事	川 越 隆 司	東諸県郡国富町大字本庄4435番地

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	片 岡 幸 利	東諸県郡国富町大字本庄2093番地
理 事	川 越 隆 司	東諸県郡国富町大字本庄4435番地
理 事	長 友 和 昭	東諸県郡国富町大字本庄2736番地 2
理 事	白 坂 幸 三	東諸県郡国富町大字本庄4192番地
理 事	田 中 重 弘	東諸県郡国富町大字本庄5107番地
理 事	佐 藤 房 巳	東諸県郡国富町大字本庄6934番地
理 事	岩 切 宏 樹	東諸県郡国富町大字本庄4267番地
理 事	享 保 吉 治	東諸県郡国富町大字宮王丸 573番 地
理 事	児 玉 昌 弘	東諸県郡国富町大字本庄2410番地
監 事	岩 切 徳 充	東諸県郡国富町大字本庄1735番地 41
監 事	大 山 憲一朗	東諸県郡国富町大字本庄5007番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、宮王丸土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 政 盛	東諸県郡国富町大字宮王丸 448番 地
理 事	享 保 吉 治	東諸県郡国富町大字宮王丸 573番 地
理 事	小 倉 卓 也	東諸県郡国富町大字宮王丸 501番 地
理 事	郡 久 男	東諸県郡国富町大字宮王丸 405番 地2
理 事	郡 貴 淑	東諸県郡国富町大字宮王丸 496番 地3
理 事	谷 山 正	東諸県郡国富町大字本庄 916番地 1
理 事	長 嶺 一 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 342番 地1
理 事	郡 康 貴	東諸県郡国富町大字宮王丸 301番 地1
理 事	郡 辰 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 574番 地
理 事	吉 野 忠 良	東諸県郡国富町大字本庄2443番地 5
監 事	郡 眞 一	東諸県郡国富町大字宮王丸 301番 地
監 事	小 倉 国 照	東諸県郡国富町大字宮王丸 502番 地

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 倉 国 照	東諸県郡国富町大字宮王丸 502番 地

理事	郡 秀 明	東諸県郡国富町大字宮王丸 388番地
理事	郡 律 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 489番地
理事	郡 康 人	東諸県郡国富町大字宮王丸 386番地 1
理事	郡 典 満	東諸県郡国富町大字宮王丸 410番地
理事	長 嶺 光 輝	東諸県郡国富町大字宮王丸 334番地
理事	郡 義 富	東諸県郡国富町大字宮王丸 509番地
理事	吉 野 憲 幸	東諸県郡国富町大字宮王丸 263番地 1
理事	長 嶺 義 彦	東諸県郡国富町大字本庄2438番地 1
理事	鈴 木 英 子	東諸県郡国富町大字本庄 963番地
監事	郡 眞 一	東諸県郡国富町大字宮王丸 301番地
監事	長 嶺 一 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 342番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、新富土地改良区（新富町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 友 邦 俊	児湯郡新富町大字新田9744番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 友 邦 俊	児湯郡新富町大字新田9744番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、木脇土地改良区（国富町）から令和 2 年 5 月 27 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、下本庄土地改良区（国富町）から令和 2 年 5 月 27 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の 3 の規定により、県立青島亜熱帯植物園並びに県立平和台公園、特別史跡公園西都原古墳群、宮崎県総合運動公園（同条例第 9 条第 1 項に規定する有料公園施設を除く。以下同じ。）及び宮崎県総合文化公園（以下「都市公園等」という。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、各区分に応じて指定管理者に指定された一の法人その他の団体がそれぞれ行うものとする。

	名 称	所 在 地	設 置 目 的
1	県立青島亜熱帯植物園	宮崎市青島2丁目11番1号	熱帯、亜熱帯植物等を植栽展示し、観光に供するとともに学術参考に資するための施設
	宮崎県総合運動公園	宮崎県宮崎市大字熊野	宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全・改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ・レクリエーションや休養の場を提供するための施設
2	県立平和台公園	宮崎県宮崎市下北方町	
	宮崎県総合文化公園	宮崎県宮崎市船塚3丁目	
3	特別史跡公園西都原古墳群	宮崎県西都市大字三宅	

2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 都市公園等の利用に関する業務
- (2) 都市公園等（付属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務

務

- (3) 都市公園等の利用促進に係る啓発活動に関する業務
- (4) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務
- (5) 都市公園等の利用促進に関する業務
- (6) その他宮崎県都市公園等指定管理者に関する管理運営要綱に規定する業務
- (7) 指定管理者が行う自主事業
- 4 指定管理者が行う管理の基準
 - 公の施設に関する条例第10条の4、都市公園条例第15条の6、都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）第34条及び県立青島亜熱帯植物園管理規則（平成17年宮崎県規則第79号）第11条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
 - 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
 - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
 - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
 - (1) 住民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
 - (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
 - (5) 施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られること。
- 8 指定管理候補者の選定方法
 - 提出された指定管理者指定申請書、宮崎県都市公園等に関する指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県都市

- 公園等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
 - (1) 配布場所及び請求先
 - ア 宮崎県県土整備部都市計画課美しい宮崎づくり推進室都市公園担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7193
 - イ 宮崎県宮崎土木事務所河川砂防・都市公園課都市公園担当 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-0805 電話番号0985(26)7289
 - ウ 宮崎県西都土木事務所総務課管理担当 宮崎県西都市大字三宅字下鶴9451 郵便番号 881-0005 電話番号0983(43)2221
 - (2) 配布期間 令和2年7月2日から令和2年9月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 提出期間 令和2年8月20日から令和2年9月3日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
 - 宮崎県県土整備部都市計画課美しい宮崎づくり推進室都市公園担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7193
- 12 その他
 - この募集に関する詳細は、募集要領による。

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年7月2日

宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 ドクターカー一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月25日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和2年宮崎県告示第115号に規定する資格を有する者で業種が物品に関する業種で、車両・船舶・航空機類のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

エ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、資格基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

オ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びオの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和2年8月4日までに県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県延岡市新小路2丁目1-10
郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181

(2) 期間 令和2年7月2日から令和2年8月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

(2) 交付期間 令和2年7月2日から令和2年8月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

(2) 提出期限 令和2年8月11日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県立延岡病院2階会議室（地域医療センター）

(2) 日時 令和2年8月12日午後1時30分

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

宮崎県延岡市新小路2丁目1-10

郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Doctor Car 1 set.

(2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 11 August, 2020

(3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年7月2日

宮崎県立日南病院長 峯 一 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 手術用顕微鏡 一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和2年12月25日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和2年宮崎県告示第 115号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を

受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和2年8月6日までに宮崎県立日南病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県日南市木山1丁目9番5号
郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111

(2) 期間 令和2年7月2日から令和2年8月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当

(2) 交付期間 令和2年7月2日から令和2年8月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当

(2) 提出期限 令和2年8月17日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県立日南病院2階第2会議室

(2) 日時 令和2年8月18日午前11時

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県日南市木山1丁目9番5号
郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Surgical microscope 1 set

(2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 17 August, 2020

(3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1 - 9 - 5 Kiyama Nichinan City, Miyazaki Prefecture, 887-0013 Japan. TEL: 0987-23-3111